

ソフトウェア使用許諾契約書
プログラムをインストールする前に必ずお読みください

クオリティソフト株式会社（以下「当社」といいます。）は、『ライセンス証書』記載のお客様（以下「お客様」といいます。）に対し、本ソフトウェア使用許諾契約書（別紙も含みます。）のすべての条項（以下「本条項」といいます。）にご同意いただくことを条件に、『ライセンス証書』記載のソフトウェア製品（以下「本製品」といいます。）を構成するコンピュータプログラム（以下「本プログラム」といいます。）及びマニュアル等の関連資料一式（以下「関連資料」といいます。）、「本プログラム」とあわせて「本ソフトウェア」といいます。）の使用を許諾します。

1. 使用許諾契約の成立

- 1-1: お客様が「本プログラム」をインストールされることにより、「本条項」に同意されたものとみなされ、当社とお客様との間に「本条項」を内容とする「本ソフトウェア」の使用許諾契約が成立しますので、お客様は、「本プログラム」をインストールする前に、「本条項」を十分にお読みください。
- 1-2: お客様が「本条項」に同意されない場合は、「本製品」をお買い上げいただいた販売店に対し、「本製品」を『ライセンス証書』に記載された発行日（以下「証書発行日」といいます。）から4週間以内にご返却ください。但し、本契約成立後は返却できません。また、「証書発行日」から4週間を過ぎてからの返却はできません。
- 1-3: 「本製品」に年間バージョンアップサービス等の保守サービス（以下「保守サービス」といいます。）が提供される場合には、当社は、保守サービスを購入手続き、かつ当社にユーザ登録されたお客様に対し、別途定める保守サービスの『約款』及び、「本条項」又はご購入時に通知する本契約の改訂版の全条項にご同意いただくこと並びに当該保守サービスの料金をお支払いいただくことを条件として、「本ソフトウェア」の修正版及びバージョンアップ版を提供し、これらの使用を許諾します。

2. 著作権

「本ソフトウェア」は、著作権の保護に関する国際条約及び著作権法により保護されており、「本ソフトウェア」の著作権は、当社及び当社に対する供給者（以下、あわせて「著作権者」といいます。）が保有しています。当社は、お客様に対し、「本条項」に従って「本ソフトウェア」の使用を非独占的に許諾するものであり、「本ソフトウェア」の著作権を譲渡するものではありません。尚、お客様に明示的に許諾されていない一切の権利又は権原は、「著作権者」に留保されています。

3. 使用許諾の範囲

当社は、お客様に対し、「本プログラム」について、別紙記載の範囲で使用を行うことのできる日本国内での非独占的ライセンスを許諾します。尚、お客様は、バックアップを目的とする場合に限り、別紙記載の範囲で「本プログラム」の複製物を作成することができます。

4. 禁止事項

- お客様は、次の事項を行うことはできません。
- (1) 「本条項」にて明示的に許諾されている場合を除き、「本ソフトウェア」の全部又は一部を複製し、公衆送信し、電気通信回線を通じて他に送信し、又は頒布すること。
- (2) 「本ソフトウェア」へのアクセス権限を認められた者以外の者にライセンスID及びシリアル番号を開示し、又はこれを貸与すること。
- (3) 「本条項」にて明示的に許諾されている場合を除き、「本ソフトウェア」の全部又は一部を改変すること。
- (4) 「本ソフトウェア」を逆コンパイルもしくは逆アセンブルし、又はその他の方法でリバースエンジニアリングすること。
- (5) 「本ソフトウェア」に表示されている著作権表示、商標表示その他の財産権表示を改変又は除去すること。
- (6) 「本ソフトウェア」を他に使用させること、その使用権原を他に譲渡もしくは移転すること、又は「本ソフトウェア」の複製物を他に譲渡もしくは貸与すること。

5. 限定保証

- 5-1: 当社は、「本ソフトウェア」の収納媒体の材質又は仕上がりに不具合があったときは、お客様の「本製品」の「証書発行日」から30日以内に限り、これを無償にて良品と交換します。かかる保証は、「本ソフトウェア」に関する当社の法律上の瑕疵担保責任を含む全ての保証責任に代わるものとし、当社はかかる保証を超えて責任を負わないものとします。
- 5-2: 当社は、「本ソフトウェア」を提供時の現状にて提供するものとし、「本ソフトウェア」について何等の保証もいたしません。また、当社は、「本ソフトウェア」の機能又は性能がお客様の特定の目的に適

合するものであることを保証するものではなく、いかなる仕様変更の義務も負いません。

6. 免責

- 6-1: 当社は、「本ソフトウェア」の使用に関連してお客様に生じた損害については、直接損害、間接損害、派生損害のいずれであるかを問わず、たとえそれらの発生の可能性を知らされていた場合でも、一切その賠償責任を負いません。また、逸失利益、事業機会の喪失、データの損壊および不正アクセスに基づく損害についても責任を負いません。
- 6-2: 「本プログラム」は、フォルトトレラント型のものではありません。また、「本プログラム」の瑕疵が死亡・傷害等の人身事故または重大な物理的若しくは環境上の損害に直接に結びつき得るような施設、航空機のナビゲーションシステムおよび通信システム、航空管制、生命維持装置、または兵器システム等のオンライン制御（以下これらをあわせて「ハイリスク活動」といいます。）を目的として設計、製造されているものではありません。「著作権者」は、「ハイリスク活動」に対する適合性に関するいかなる保証も明確に否定します。
- 6-3: 「本ソフトウェア」の使用により作成されたデータ並びにライセンスID及びシリアル番号の保全・管理は、お客様の責任とします。

7. 監査

「著作権者」は、使用中の「本プログラム」のコピー数、及び、インストールされるコンピュータの数を確認するため、エンドユーザの適当な記録の監査を実施するか、独立した会計事務所によるそのような監査を実施させる権利を持つものとします。

8. 使用許諾の終了

- 8-1: お客様が「本条項」のいずれかの条項に違反された場合、当社は、お客様に対し許諾された「本ソフトウェア」の使用許諾の効力を喪失させることができます。
- 8-2: 前項の場合、お客様は速やかに「本ソフトウェア」の使用を中止し、コンピュータにインストールされた「本ソフトウェア」を削除するものとします。

9. 日本国外での使用

お客様は、「本ソフトウェア」の全部又は一部を日本国外で使用することはできません。日本国外での使用を希望されるお客様は、別途当社の事前の書面による許諾を得るものとします。

10. その他

- 10-1: お客様は、『ライセンス証書』の受領前になされた「本ソフトウェア」に関するいかなる約束、表明、宣伝文句又は告知も、「本条項」に置き換えられるものであることにご同意いただきます。
- 10-2: 当社は、必要と判断した機能向上等のために、「本製品」の発売後も「本ソフトウェア」の仕様の変更を行うことがあります。
- 10-3: 「本条項」に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

以上

※本書に関するご質問は、下記へお問合せください。

《お問合せ先》
クオリティソフト株式会社 法務担当
e-mail: license@qualitysoft.com